

山村嘉清税理士事務所 報酬規程【所得税】

【1】顧問報酬

(顧問報酬とは、税務代理及び税務相談の業務を継続的かつ包括的に受任する報酬です。)

算定基準			
総所得金額	年取引金額	月額報酬	決算料(源泉事務含む)
200万円未満	2,000万円未満	10,000	4ヶ月
300万円未満	3,000万円未満	15,000	4ヶ月
500万円未満	5,000万円未満	20,000	4ヶ月
1,000万円未満	1億円未満	30,000	4ヶ月
2,000万円未満	2億円未満	40,000	4ヶ月
3,000万円未満	3億円未満	50,000	4ヶ月
5,000万円未満	5億円未満	70,000	4ヶ月
5,000万円以上	5億円以上	80,000	4ヶ月
1,000万円増すごとに	1億円増すごとに	加算 20,000	4ヶ月

※顧問報酬の算定基準は、契約時の前年の総所得金額を基準とする。
ただし、所得金額基準が適当でないときは、年取引金額基準によることができる。

※記帳代行報酬は、顧問月額報酬を限度として加算することができる。

※消費税申告は、決算料の50%を加算することができる。

【2】確定申告(年1回)及び譲渡所得申告の税務代理報酬

算 定 基 準		確定申告	譲渡所得
総所得金額	年取引金額		
200万円未満	2,000万円未満	40,000	50,000
300万円未満	3,000万円未満	50,000	60,000
500万円未満	5,000万円未満	60,000	80,000
1,000万円未満	1億円未満	100,000	150,000
2,000万円未満	2億円未満	150,000	200,000
3,000万円未満	3億円未満	200,000	300,000
5,000万円未満	5億円未満	250,000	400,000
5,000万円以上	5億円以上	300,000	500,000
1,000万円増すごとに	1億円増すごとに	50,000	100,000

※所得税の税務代理報酬算定基準は、当年の総所得金額とする。
ただし、所得金額基準が適当でないときは、年取引金額基準によることができる。

※分離課税譲渡所得の算定基準は、控除前の譲渡所得金額とする。
ただし、所得金額基準によることが適当でないときは、年取引金額基準によることができる。

※税務書類作成報酬として、税務代理報酬の30%を加算する。

※顧問契約がない場合は、顧問報酬の50%を限度として加算することができる。

※記帳代行報酬は、顧問料報酬を限度として加算することができる。

※消費税申告は、確定申告の税務代理報酬の50%を加算することができる。